



中井町からお引っ越しされる方へ

中井町役場

以下のチェックシートをご確認の上、必要な手続きをお済ませください。

税務町民課(庁舎1階) での手続き

TEL0465-81-1114

▶国民健康保険、後期高齢者医療制度 の加入者の方

☐	中井町	・保険証をお返してください。
☐	新住所地	⇒加入の手続きをお願いします。

▶国民年金 の加入者の方

×	中井町	必要な手続きはありません。
☐	新住所地	⇒住所変更の手続きをお願いします。

▶個人番号カード、住基カード、公的個人認証 をご利用の方

×	中井町	必要な手続きはありません。
☐	新住所地	⇒カード継続利用、電子証明書発行の手続きが必要です。 手続きには暗証番号が必要になります。

▶軽自動車等 をお持ちの方

TEL0465-81-1113

×	中井町	新住所地で使用しない場合は、手続きが必要です。
☐	新住所地	○中井町ナンバーの場合 ⇒標識、標識交付証明書、印鑑(必要となるかは市区町村により異なります)をお持ちの上、住所変更手続きをお願いします。 ○中井町ナンバー以外(湘南ナンバー等)の場合 ⇒新住所地の軽自動車検査協会住所変更手続きをお願いします。

上下水道課(庁舎2階) での手続き

TEL0465-81-3903

▶上下水道 について

☐	中井町	・上下水道の使用休止の手続きが必要です。 ※使用休止の5日前までに手続きをお願いします。
☐	新住所地	⇒新住所の市区町村にご確認ください。

産業環境課(庁舎1階) での手続き

TEL0465-81-1115

▶犬 を飼われている方

×	中井町	必要な手続きはありません。
☐	新住所地	⇒犬の転入手続きが必要です。新住所の市区町村にご確認ください。

☆未納の税金等がある場合は納付をお願いします。

裏面もご確認ください

ふるさと納税はこちら ⇒ <https://www.town.nakai.kanagawa.jp>
これからも中井町をよろしくお願いします。

地域防災課(庁舎2階) での手続き

TEL0465-81-1110

▶防災行政無線戸別受信機 をご利用の方

☐	中井町	・ <u>戸別受信機</u> をお返してください。
☐	新住所地	⇒新住所の市区町村にご確認ください。

健康課(福祉センター1階) での手続き

TEL0465-81-5546

▶介護保険証 をお持ちの方

☐	中井町	・ <u>介護保険証</u> をお返してください。 介護認定を受けている方には <u>受給資格証明書</u> をお渡します。
☐	新住所地	⇒ <u>受給資格証明書</u> をお持ちの上、認定申請の手続きをお願いします。

▶妊娠中、または 4歳未満のお子さん がいられる方

☐	中井町	・ <u>妊産婦健康診査費用補助券</u> や <u>健康診査等</u> のご連絡があります。 お持ちいただくもの： <u>母子健康手帳</u> 、 <u>妊婦健康診査費用補助券</u> (妊娠中の方)
☐	新住所地	⇒新住所の市区町村にご確認ください。

福祉課(福祉センター1階) での手続き

TEL0465-81-5548

▶障がい福祉 を受けられている方

☐	中井町	・ <u>受給者証</u> 、 <u>医療証</u> 、 <u>タリ-</u> 券をお返しいただき、消滅の手続きが必要です。 ※県外・横浜市・川崎市・横須賀市・相模原市へ転出される方は 障がい者手帳の変更手続きが必要です。
☐	新住所地	⇒住所変更、利用申請の手続きをお願いします。

▶児童手当 を受けられている方

☐	中井町	・消滅の手続きが必要です。
☐	新住所地	⇒新規認定手続きをお願いします。

▶小児医療助成(高校生以下が対象) を受けられている方

☐	中井町	・ <u>小児医療証</u> をお返してください。
☐	新住所地	⇒交付申請手続きをお願いします。

教育課(改善センター2階) での手続き

TEL0465-81-3906

▶小・中学校に通う児童・生徒 がいられる方

☐	中井町	・学校で転校の手続きをして <u>在学証明書</u> と <u>教科用図書給与証明書</u> をお受け取りください。
☐	新住所地	⇒ <u>在学証明書</u> と <u>教科用図書給与証明書</u> をお持ちの上、 転校の手続きをお願いします。



里都まち♥なかい